

★平和憲法・平和都市宣言

―憲法記念日と浜松市制一〇〇周年に寄せて―

来る五月三日は第64回憲法記念日、そして七月一日は浜松市制一〇〇周年を迎えます。市議会で決議された平和都市宣言を公に宣言することを要望します。

★六十四歳になる平和憲法

◆敗戦から二年後の一九四七年五月三日、敗戦の焼け野原から生まれた平和憲法は今年で六十四歳になります。この間、この憲法を変えようとする動きもありましたが、憲法は生き続け今日に至りました。

★現憲法のお陰で日本の平和は守られている

◆いま、日本は3・11東日本大震災で未曾有の試練の中にあります。日本は弱っています。もし日本を攻めたいと思う国があれば、今が絶好チャンスであるはずです。しかし、そのような国はありません。

◆それは日本が戦後六六年間、平和憲法の精神で友好平和を貫き、どこの国にも危害を加えず、内外共に一人の戦死者も出さなかった姿があるからです。

★市制一〇〇周年・「平和都市宣言」を議決

◆去る三月一五日、浜松市議会では市制一〇〇周年にあたり全会一致で「平和都市宣言」を議決しました。これはすばらしいことでした。

◆「戦争やテロリズム、核兵器等による脅威をなくし、地球上のすべての人々が平和に暮らしていける世界を築いてゆかなければならない」これが決議文の主旨です。

★平和都市宣言を公に宣言してほしい！

◆浜松市はこれを受けて内輪の議決に止めず、市制一〇〇周年を記念行事として是非内外に向け公に宣言して下さい。

◆市制一〇〇周年の記念行事・「市民憲章」制定には、この平和宣言の主旨を是非盛りこんで下さい。

二〇一一年四月十日(日) 第五三〇回憲法を守る平和行進
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町二〇―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

憲法記念日のつどい・講演会のお知らせ 主催 浜松・憲法九条の会

講演 「改憲論のトリックを斬る」
講師 長峯 信彦(愛知大学教授)
場所・時 浜松市地域情報センター 五月三日(火) 午後2時～4時